

令和2年（2020年）3月27日

事業所管理者 様

姫路市障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症対応における
介護給付費等の請求に係るQ&Aの送付について

平素から、本市の障害福祉行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応について、各事業所において取り組んでいただいているところですが、このたび、給付費の請求上の留意点について、以下のとおり姫路市の取り扱いをQ&Aとして整理いたしましたので、ご確認ください。なお、今後、国から通知がありましたら別途連絡いたします。

記

○令和2年3月9日付けに通知しました「新型コロナウイルス感染拡大のための留意点について」（別添 2）に係る利用者が通所しない場合の報酬算定について

Q 1. サービス提供時間について、実績記録票の記載および請求ソフトへの入力について、どうすればよいか？

A 1. 電話連絡等で支援を行った時間を記載してください。

Q 2. 実績記録票の利用者確認印がもらえない場合、どうすればよいか？

A 2. 姫路市に請求書を提出する際に利用者確認印が間に合わない場合は、いったん利用者確認印がない実績記録票を提出し、利用者確認印をもらい次第、差し替えてください。ただし、事前に利用者に説明し、必ず了承を得るようにしてください。

Q 3. 利用者負担額についてはどのように対応すればよいか？

A 3. 本体報酬を算定する場合は通常通り1割負担としてください。なお、放課後等デイサービス利用者への対応については、別途通知を送付しております。

Q 4. 支援の記録について、何を記載すればよいか？

A 4. 利用者が通所しない事情、居宅等における支援の必要性の検討、利用者との相談内容、事業所内での会議の実施内容などについて記載してください（様式は自由）。

Q 5. 支援の記録は提出が必要か？

A 5. 姫路市への請求書提出の際に添付する必要はありません。実地指導の際に確認させていただくほか、提出を求めた場合は、対応していただきますようお願いいたします。

Q 6. 元々通所予定でなかった日に支援を行った場合は、本体報酬を算定してよいか？

A 6. 通所予定であった日についてのみ、算定可能です（放課後等デイサービス及び児童発達支援を除く）。

問い合わせ先

姫路市障害福祉課管理担当

電話：079-221-2454／ファクス：079-221-2374